

私立幼稚園就園奨励助成金交付事務に係る事務費交付要綱

(目的)

第1条 私立幼稚園就園奨励助成金交付事務の円滑な事務処理を図るため、所管私立幼稚園設置者に交付する事務費につき、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(事務費の額)

第2条 各幼稚園に交付する事務費の額は、神戸市内に設置されている幼稚園については5,000円、神戸市外に設置されている幼稚園については2,000円に私立幼稚園就園奨励助成金の交付決定をした園児数に1名当たり100円を乗じて得た額を加えた数とする。

(事務費の請求及び交付)

第3条 事務費の交付を受けようとする設置者は、事業終了後、私立幼稚園就園奨励助成金交付事務費請求書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受けたときは、書類審査等を行い、第2条の規定に適合するものと認めるときは、事務費を交付する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。